

新旧対照表 土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）

旧（令和6年6月24日付 土技第387号）	新（令和7年2月13日付 土技第1371号）	備考
<p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第386号）に基づく週休2日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休2日交替制適用工事として発注することを原則とする。</p> <p>（略）</p> <p>なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式か受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）が前提となる。</p>	<p>2. 対象工事</p> <p>沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事で、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1369号）に基づく週休2日試行工事の実施が困難となる工事のうち、以下に該当する工事については週休2日交替制適用工事として発注することを原則とする。</p> <p>（略）</p> <p>なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日交替制が前提となる。</p>	<p>・文言及び通知日等の修正</p>
<p>5. 積算方法</p> <p>（2）補正方法</p> <p>①発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第386号）別紙1、2、3に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p>	<p>5. 積算方法</p> <p>（2）補正方法</p> <p>①発注者指定方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の週休2日交替制を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1369号）別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p>（略）</p> <p style="color: red;">また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の月単位の</p>	<p>・国通知文との整合化及び通知日等の修正</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）

旧（令和6年6月24日付 土技第387号）	新（令和7年2月13日付 土技第1371号）	備考
<p>② 受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第386号）別紙1、2、3に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p>	<p style="color: red;">週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日交替制又は通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。</p> <p>② 受注者希望方式</p> <p>特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1369号）別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。</p> <p style="color: red;">また、提出された工程表が技術者及び技能労働者の通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。</p>	

新旧対照表 土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）

旧（令和6年6月24日付 土技第387号）	新（令和7年2月13日付 土技第1371号）	備考
<p>8. 工事成績評定</p> <p>(1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を実施した場合</p> <p>評価対象：月単位の週休2日交替制の達成自体を評価するのではなく、他の模範となるような週休2日交替制の確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を実施した場合に評価する。</p> <p>評価方法：創意工夫に係る評価は、下記2項目（①、②）で最大2点とし、取組や実施状況の内容に応じて評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：月単位の週休2日交替制の確保に向けた企業の取組が図られている。） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>②現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - <input checked="" type="checkbox"/> その他（理由：月単位の週休2日交代制達成のため、若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた企業での取組が図られている。） </div> <p>（3）発注者指定型の場合で、月単位の週休2日交替制を達成できなかった場合</p> <p>（4）受注者希望型の場合で、通期の週休2日交替制を達成できなかった場合</p>	<p>8. 工事成績評定</p> <p>(1) 他の模範となるような月単位の週休2日交替制を達成した場合</p> <p>評価方法：下記項目にて評価する。また、(2)の各項目においても評価する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①現場監督員</p> <ul style="list-style-type: none"> - 5. 創意工夫 - I. 創意工夫 - 【働き方改革】 - <input checked="" type="checkbox"/> 他の模範となるような月単位の週休2日交替制を達成。 </div> <p>削除</p> <p>削除</p>	<p>・文言の修正等</p> <p>・文言の修正及び評価項目の見直し</p> <p>・「5. 積算方法」にて説明</p>

新旧対照表 土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）

旧（令和6年6月24日付 土技第387号）	新（令和7年2月13日付 土技第1371号）	備考
9. 週休2日実施証明書	削除	・総合評価の見直しに伴う削除
10. 入札公告記載例	9. 入札公告記載例	・番号の繰上げ
11. 特記仕様書記載例	10. 特記仕様書記載例	・番号の繰上げ ・文言の修正等
<p>第〇条 発注者指定方式</p> <p>（略）</p> <p>週休2日交替制の取組状況により、工事成績評価における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。</p> <p>（略）</p> <p>なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2、3に示す補正係数を各経費に乗じる。</p>	<p>第〇条 発注者指定方式</p> <p>（略）</p> <p>週休2日交替制の取組状況により、工事成績評価における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。</p> <p>（略）</p> <p>なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。</p>	
<p>第〇条 受注者希望方式</p> <p>（略）</p> <p>週休2日交替制の取組状況により、工事成績評価における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。</p> <p>（略）</p> <p>なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2、3に示す補正係数を各</p>	<p>第〇条 受注者希望方式</p> <p>（略）</p> <p>週休2日交替制の取組状況により、工事成績評価における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。</p> <p>（略）</p> <p>なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費</p>	

